

業務企画提案仕様書

1. 業務名称

令和2年度 沖縄県森林・林務行政教材等作成委託業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

3. 業務概要

令和元年度から、森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるため森林環境譲与税が開始された。これにより市町村は森林整備や木材利用の推進、森林の公益的機能の普及啓発に取り組むこととなったが、林業専門職がいないことや、森林・林務行政を担う機会がほとんどない市町村もあり、森林・林業に係る知識の向上が課題となっている。

本業務は、林務行政を担う部署や公共施設の整備や管理を行う建築関係や教育関係等の部署等多くの市町村職員を対象として、本県の森林・林業を学ぶための教材を作成するほか、市町村職員や林業従事者等が、県民等へ森林環境教育を行うための教材を作成するものである。

(森林環境譲与税基金事業費)

4. 予算額

1) 委託上限額

本提案のうち令和2年度の受託額については、総額4,996,200円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。)

なお、令和3年度の事業費係る見積もりに当たっては、7,000,000円を上限とする。

2) 積算の費目

積算の費目は、次のとおりとすること。

i) 直接人件費(5.業務内容ごとに見積もること)

ii) 直接経費

① 印刷製本費(成果品作成に係る印刷製本費)

② 旅費交通費(業務に伴う出張旅費、交通費など)

③ 報償費(撮影にあたって被写体となる林業従事者、森林環境教育に関する意見照会を受ける有識者(10名程度)等に支払う謝金)

- ④ その他(①～③以外の必要な経費を積み上げにより積算)
 - ※ 直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。
- iii) 再委託費
- iv) 一般管理費(直接人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする。
- v) 消費税相当額
- ※ 各積算項目の単価と内訳を記載すること。

5. 業務内容(令和2年度～令和3年度)

5-1) 計画準備

本業務を実施するに当たり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理解した上で、業務計画書を作成すること。

5-2) 画像・映像素材の収集

画像・映像の撮影にあたっては、事前にポンチ絵等で協議を行った上で、天候や現場のコンディション、カメラの距離や角度、被写体やその背景、音(雑音、音声等)等が適した中で撮影を行うものとする。

また、その条件整備に必要な費用は委託費に含むものとする。

第三者の著作物を使用するときには、受託者の負担で著作権処理を行うこと。著作権使用料については、受託者で交渉解決するものとし、著作権の支払いに必要な費用は委託費に含むものとする。

なお、本成果品のほかにホームページや別に県が作成する林務行政関連冊子への掲載等、二次使用を可能とすること。

5-3) イラストの作成

本制作に用いるイラストの制作者については、事前に三者以上の候補者を提示し協議の上、決定すること。

また、制作されたイラストについては本成果品のほかにホームページや別に県が作成する林務行政関連冊子への掲載等、二次使用を可能とすること。

5-4) 森林・林務行政教材の作成

5-4)-(1) 森林・林務行政教材構成の素案

教材構成の全体の流れとしては、以下の事項(①～③)を想定しており、また各項の取り込む内容としては、4)-(2)以降に示した内容を想定しているが、詳細につ

いては協議のうえ決定する。

- ① 森林の状況
- ② 森林の役割
- ③ 木材
- ④ 特用林産物
- ⑤ 収穫伐採
- ⑥ 森林整備
- ⑦ 森林保護
- ⑧ 保安林・治山事業
- ⑨ 路網整備
- ⑩ 森林計画制度
- ⑪ やんばる型森林業
- ⑫ 森林づくり、人づくり
- ⑬ 森林・林業の歴史

5-4)-(2) 森林・林務行政教材構成素案の内容

① 森林の状況

沖縄県の森林の特徴を、森林率や人工林率、造林されている樹種等を用い全国との比較により示す。また戦後からの森林資源量の回復状況をデータで示す。

② 森林の役割

森林の多面的機能について説明する。

③ 木材

「木材がSDGsに貢献する循環資源であること」や、「木材利用が森林整備の促進に寄与すること」について説明する。

「県産木材の製材、乾燥、加工までの流れ」を写真も用いて説明する。オガコが畜産の敷料として用いられていることも説明する。製材業者や木工事業者・畜産農家等の木材利用者へのインタビューも掲載する。

また、主要な木材の性質についての説明、本県の木造住宅の建築戸数の推移も掲載する。

④ 特用林産物

きのこや木炭、タケノコ等の特用林産物について、木材利用の視点からも説明する。

代表的な生産者のインタビューも掲載する。

⑤ 収穫伐採

国頭村、名護市、石垣市で行われている収穫伐採について、現状、伐採・集材の方法、環境への配慮、安全対策について説明する。伐採前、伐採直後、伐採から数年経過後の林地の状況、希少野生動植物の生息等の状況を説明する。

各地域の林業従事者のインタビューも掲載する。

本項目の画像および映像については、時期やタイミングが重要であることから、被写体となる林業事業体等との調整を行った上で撮影スケジュールを速やかに作成すること。

⑥ 森林整備

本県における主要な造林樹種、森林整備(植栽、下刈り、除間伐)の概要を説明する。また、国頭村、沖縄本島北部地域(国頭村除く)、沖縄本島中南部地域、宮古地域、八重山地域の代表的な造林地を写真で示す。

そのほか、本県で指定した35種の造林樹種、早生樹種の取り組み、本県における造林未済地(収穫後に植栽がされていない林地)について説明する。

本項目の画像および映像については、時期やタイミングが重要であることから、被写体となる林業事業体等との調整を行った上で撮影スケジュールを速やかに作成すること。

⑦ 森林保護

松くい虫やキオビエダシヤク等の森林病虫害の概要及び防除について説明する。松くい虫については、防除対策や被害量の推移についても説明する。

本項目の画像および映像については、時期やタイミングが重要であることから、被写体となる林業事業体等との調整を行った上で撮影スケジュールを速やかに作成すること。

⑧ 保安林・治山事業

保安林の指定目的、指定状況等を説明する。保安林内の制限の概要、手続き等について説明する。

また、保安林の機能の維持強化を目的に行っている治山事業の概要について説明する。

⑨ 路網整備

林道の目的、整備状況について説明する。

⑩ 森林計画制度

地域森林計画や市町村森林整備計画について、体系図等を用いて概要を説明する。

また、伐採届出制度・林地開発制度についても紹介する。

⑪ やんばる型森林業

希少野生動植物の豊富なやんばる地域における自然環境の保全と環境に配慮した利活用を推進する事を目的に、県が平成25年に策定した「やんばる型森林業(施策方針)」についてその経緯や概要を説明する。

⑫ 森林づくり、人づくり

森林づくり体験や森林ツーリズム、木育等について紹介する。

⑬ 森林・林業の歴史

主に以下の内容を示す。

本県において木材は重要な資源で、首里城や社寺の建築資材をはじめ、家屋、橋梁、造船、産業用生活資材や燃料に至るまで多くのものに木材は使われていた。

その主な供給地はやんばるであり、首里城の復旧や人口増に伴う木材需要の増加・食糧増産のための開墾等により多くの森林が伐採され荒廃した。

そのため琉球王国時代、蔡温による山林の保護育成、柚山制度等により森林管理等を行い森林資源の回復に努めた。

しかし、その後廃藩置県後の柚山開墾や、戦中・戦後の乱伐等により再び森林は荒廃した。

戦後に設置された琉球政府は荒廃した森林資源の復旧にいち早く取り組んだ結果、森林資源量は、復帰後、最も高い値を示すまで回復している。

5-5) 森林環境教育教材の作成

5-5)-(1) 森林環境教育教材構成の素案

教材の構成としては、受講者用教材（ワークシート、学習資料など）と講師用資料（回答・解説）を想定しており、また各項の取り込む内容としては、5-5)-(2)以降に示した内容を想定しているが、協議のうえ決定する。

また、受講対象者の年齢層や授業の形態等を想定し、3つ以上のパターンの教材を作成するものとする(例：小学生低学年編、小学生高学年編、中学生編)。

上記の構成やパターン、5-5)-(2)に示した内容については、関係者（森林林業関係、教育関係者等）へ意見照会を図り、県と協議のうえ作成するものとする。

5-5)-(2) 森林環境教育教材構成の素案の内容

本県の気候、風土、文化、歴史、林業の現状に合わせた「森林の公益的機能」並びに「木材等生産機能」について、以下の事項で作成することを想定しているが、詳細については協議のうえ決定する。

i) 森林の公益的機能

- ①水源かん養機能
- ②土砂崩壊防備機能
- ③土砂流出防備機能
- ④潮風害防備機能
- ⑤大気保全機能
- ⑥保健休養機能
- ⑦文化機能
- ⑧野生鳥獣保護機能

ii) 木材等生産機能

- ①木材生産
- ②特用林産物生産

5-6) 補完教材(映像)の作成

- i) 森林・林務行政教材の補完教材として、「森林の役割」と「資源循環利用」をテーマにした各15分程度のナレーション付きの映像を作成する。
- ii) 森林環境教育教材の補完教材として、「小学校低学年をターゲットにした映像」、「クラフト作業やのこぎりの使い方、釘打ちの方法についての映像」を各15分程度のナレーション付きで作成する。

6. 令和2年度の業務内容

森林・林務行政教材については、5の4)-1で示した内容のうち、「森林整備の促進」につながる構成を抜き出し、「森林整備促進編」として教本を作成する。

また、森林環境教育教材については、教材案の作成に向けた情報収集並びに関係者への意見照会を踏まえたうえで、教材の構成の素案を作成する。

6-1) 計画準備

5-1)と同様の内容とする。

6-2) 画像・映像素材の収集

5-2)と同様の内容とし、撮影に当たっては、5-4)-(1)の構成素案のうち11月から3月までに撮影が可能なものを対象とする。

6-3) イラストの作成

5-3)と同様の内容とする。

6-4) 森林・林務行政教材(森林整備促進編)の作成

「森林整備促進編」の教材構成の全体の流れとしては、5-4)-(1)から以下の素案を抜粋することを想定しているが、詳細については協議のうえ決定する。

- ① 森林の状況
- ② 森林の役割
- ③ 木材
- ④ 特用林産物
- ⑤ 収穫伐採
- ⑥ 森林整備
- ⑩ 森林計画制度
- ⑪ やんばる型森林業

6-5) 森林環境教育教材の構成の素案の作成

教材案の作成に向けた情報収集並びに関係者への意見照会を踏まえたうえで、教材の構成の素案を作成する。

7. 成果品等提出物

- | | |
|--|------|
| (1) 報告書(A4サイズ) | 1部 |
| (2) 森林・林務行政教材(森林整備促進編)
(A4サイズ コート紙 本文70k以上) | 200部 |
| (3) 森林環境教育教材の構成の素案 | 1部 |
| (4) 画像・映像データを保存した電子記録媒体 | 2部 |
| (5) イラストデータ(原本データ及びJPEG形式)を保存した電子記録媒体 | 2部 |
| (6) 上述(1)、(2)、(3)を記録した電子記録媒体 | 2部 |

※ 森林・林業行政教材部数については、令和2年度の「森林整備促進編」は200部、令和3年度の完全版については400部(A4サイズ コート紙 本文70k以上)とする。

※ 森林環境教育教材の令和3年度の提出部数については、受講者用各200部(A4サイズ コート紙 本文70k以上)、講師用各200部(A4サイズ コート紙 本文70k以上)とする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、県、関係市町村、その他関係団体と顕密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示に

従うこと。

- (3) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として委託元である県に帰属するものとする。